

伊勢原市証明書発行機の防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長が市庁舎内に設置する証明書発行機（以下「発行機」という。）の適正な管理を行うため、発行機に防犯カメラを設置するに当たり、その管理及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 市長が市庁舎内の発行機近くに設置する常設の映像装置で、録画装置その他必要な関連機器で構成されるものをいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、勤務し、若しくは通学し、又は市内に滞在し、若しくは通過する者をいう。
- (3) 画像 防犯カメラによって撮影及び録画されたものをいう。

(防犯カメラ管理責任者の設置等)

第3条 市長は、防犯カメラの適正な設置及び管理運用を行うため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という）を置く。

2 管理責任者は、住民記録所管課の長をもって充てる。

3 管理責任者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 防犯カメラ、画像及び画像を収録した記録媒体（以下「記録媒体」という。）の管理運用に関すること。
- (2) 防犯カメラ、画像及び記録媒体の管理運用に対する市民等からの苦情や問合せに関すること。

4 市長は、管理責任者を補佐するために、防犯カメラ管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を置くことができる。

5 市長は、防犯カメラ、画像及び記録媒体の管理業務を委託するときは、当該委託された者を管理取扱者に指定する。

(防犯カメラの設置等)

第4条 管理責任者は、防犯カメラを設置する際に、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 防犯カメラは、撮影対象区域から見やすい場所に設置し、発行機周辺を撮影範囲とし、特定の個人等を監視することがないように十分配慮すること。
- (2) 市民等が見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨を表示すること。

(画像の管理)

第5条 管理責任者は、画像及び記録媒体について、漏えい、滅失、毀損及び改ざんの

防止その他の画像の適正な管理のため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 画像及び記録媒体の保管方法は、次に掲げるとおりとする。

ア 画像を加工することなく、撮影時のままで保管すること。

イ 記録媒体は、施錠等により保護された場所に保管すること。

ウ 画像及び記録媒体は、録画装置のパスワード等により保護すること。

エ 管理責任者及び管理責任者が指定した者以外の画像の閲覧や持ち出しを禁止すること。

(2) 画像の保存期間は、撮影した日から30日以内とする。

(3) 画像の消去は、データ上の上書きにより、自動的に行うものとし、記録媒体を破棄する場合には、物理的な破壊又は磁気的な破壊の方法により、映像が再現不可能な状態にするものとする。

(4) 画像を再生するときは、管理責任者、管理取扱者又は管理責任者が指定した者が行うこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、画像及び記録媒体の不正利用、外部流出及び改ざんを防止すること。

(画像の利用及び提供の制限)

第6条 管理責任者は、伊勢原市個人情報保護条例（平成19年伊勢原市条例第9号）

第9条第1項ただし書に規定する場合を除き、画像及び記録媒体を防犯カメラの設置目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 目的外利用及び第三者への提供は、「個人情報を実施機関以外のものへ提供等する場合の取扱要領」を遵守して行うものとする。

(苦情の処理)

第7条 防犯カメラ、画像及び画像を収録した記録媒体の設置等に関する苦情又は問合せに当たっては、管理責任者のほか、住民記録所管課において、誠実かつ迅速に対応するものとする。

(遵守事項)

第8条 市長は、防犯カメラ、画像及び記録媒体の管理業務を委託するときは、委託した者に対して、適切な管理運用を徹底させなければならない。

2 この要綱の規定に基づき防犯カメラの管理運用に携わる者は、画像及び記録媒体から知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和4年12月28日告示第167号）

この告示は、令和5年1月4日から施行する。